

滋賀県特定調達契約の物品等入札執行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、特定調達契約において滋賀県が行う物品等および特定役務の契約（建設工事に係るものを除く。）に係る一般競争入札および指名競争入札（以下「入札」という。）の執行について、別に定めがあるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(入札の手続)

第2条 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号。以下「財務規則」という。）第2条第8号に規定する契約担当者は、入札を執行する必要があるときは、速やかに入札のための手続きをとらなければならない。

(入札の公告または公示)

第3条 滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則（平成7年滋賀県規則第92号）第5条の規定による公告または公示（以下「入札公告等」という。）する各事項の内容は、別記のとおりとする。

2 一般競争入札の公告は、滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則第3条の規定により県公報により行うほか、県のホームページに掲載することにより行うものとする。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）を使用して行う入札については、滋賀県物品・役務電子調達システム運用基準第8条に定める案件登録により行うこととする。

(指名競争入札の通知)

第4条 滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則第4条第4項および第6条第3項の規定による通知は、別記様式により行うものとする。ただし、指名競争入札の対象となるものの種類、性質等により、これによることが適当でないと認めた場合は同様式に準じて作成したものにより行うことができる。

2 前項の通知は、原則として郵送するものとし、その場合簡易書留によることとする。

(入札執行者)

第5条 入札執行は、財務規則第200条第1項（財務規則第217条において準用する場合を含む。）に規定する入札執行者（以下「入札執行者」という。）が行うものとする。

(入札の取りやめ等)

第6条 入札執行者は、入札に参加しようとする者が連合し、または不穏の行動をとったとき、その他入札の公正な執行に支障があると認められるときは、入札の執行を延期し、もしくは取りやめることができる。

2 入札執行者は、前項に規定する場合のほか、天災地変その他やむを得ない理由があるときは、入札の執行を延期し、または取りやめることができる。

3 入札執行者は、前2項の規定により入札の執行を延期し、もしくは取りやめたときは、直ちにその理由を付して契約担当者に報告しなければならない。

(入札説明会の取扱い)

第7条 入札執行者は、必要に応じ入札内容の説明会（以下「入札説明会」という。）を行うものとする。

2 入札執行者は、入札説明会に参加しなかったことを理由として入札に参加しようとする者の当該入札への参加を禁止してはならない。

(入札説明書の交付)

第8条 入札執行者は、入札を執行しようとするときは、入札に参加しようとする者の申請により入札説明書を交付するものとする。

2 入札説明書の交付希望があった場合は、入札執行者は直接または他の方法により速やかに交付するものとする。

(入札に参加しようとする者の参加資格)

第9条 入札執行者は、入札に参加しようとする者の競争入札参加資格の有無を確認するものとする。

- 2 入札執行者は、前項の確認において入札参加資格がないと認めた者から請求があったときは、当該資格がないと認めた理由を書面により通知しなければならない。
- 3 入札執行者は、第1項の確認において入札参加資格がないと判断した者のうち、競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）が提出されているが資格の審査を終了していない場合（申請書が提出されていない場合を含む。）にあっては、滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則第6条第4項に規定する条件を伝えた後入札書を受理するものとする。

（入札の執行）

第10条 入札執行者は、入札をする者（以下「入札者」という。）が代理人であるときは、入札書と同時に委任状を提出させなければならない。

（郵便等による入札）

第11条 郵便（書留郵便に限る。）による入札は、認めるものとする。ただし、テレックス、電報またはファクシミリの方法による入札は認めない。

（入札書等の受領）

第12条 入札書および入札に必要な関係書類の受領は、直接に提出される場合にあつては、開札日の執務時間内に限るものとする。また、郵便による提出があつた場合にあつては、指定された日時までに到着したものに限り受理するものとする。

（入札書の確認および保管）

第13条 入札執行者は、入札書が入札説明書に基づく所定の方法により提出されたかの確認を行い、開札の日時まで、厳重に保管しておくものとする。

（落札決定の対象としない場合の通知）

第14条 契約担当者は、提出された入札書が落札決定の対象としないと判断した場合には、速やかにその理由を付して当該入札者に通知しなければならない。

- 2 前項の通知は、原則として郵送（簡易書留）するものとする。
- 3 前項の通知が、開札の日時までに到達しないおそれがある場合には直ちに口頭、テレックス、電報またはファクシミリの方法等により行うものとする。この場合においても郵送による通知をするものとする。

（開札）

第15条 入札執行者は、所定の時刻になったときは、直ちに開札を開始する旨の宣言を行い、当該入札に立ち会うべき入札者またはその代理人を確認の上開札を行うものとする。

- 2 前項において、入札者またはその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- 3 入札執行者は、第1項の開札を行ったときは、入札公告等に規定する無効入札以外の最低入札価格を読み上げなければならない。

（入札者またはその代理人の遵守事項）

第16条 入札執行者は、開札または再度の入札を行う室（以下「執行室」という。）において次の各号に掲げる事項を入札者またはその代理人に遵守させ、違反したと認めたときは退場を命ずることができる。

- (1) 開札中または再度の入札中に当該執行室へ出入りしないこと（特に認めた場合を除く。）。
- (2) 開札中または再度の入札中に私語、放言等をしないこと。
- (3) 入札者またはその代理人ならびに入札執行事務に関係ある職員（以下「入札関係職員」という。）および立ち会い職員以外の者は当該執行室へ入室しないこと。
- (4) 酒気を帯びて当該執行室へ入室しないこと。
- (5) 公正な競争の執行を妨げないこと。
- (6) その他入札執行者が特に指示した事項。

（落札者の決定）

第17条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)

第 167 条の 10 第 1 項ならびに第 167 条の 10 の 2 第 1 項および第 2 項（令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）の規定に該当するときは、この限りでない。

（再度入札）

第 18 条 入札執行者は、開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、予定価格に達しない旨を宣言し、入札者またはその代理人（第 3 項に規定する者を除く。）のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては速やかに別に定める日時において再度の入札をするものとする。

2 前項において別に定める日時において再度の入札を行う場合に参加できる者は、当初の入札に参加した入札者またはその代理人に限るものとする。

3 入札執行者は、入札公告等に規定する無効入札をした者を再度の入札に参加させることができない。

（入札執行回数等）

第 19 条 入札執行回数は、1 件につき 2 回を限度とする。ただし、入札執行者が、特に必要と認めるときは、1 回に限り延長することができる。

2 前項の限度内において落札者がいないときは、随意契約の手続きに移ることができる。

3 前項の随意契約の手続きは、上位 1、2 者程度の見積りによって行うものとし、契約に至らないときは、新たに入札を行うものとする。

（見積内訳書の徴取）

第 20 条 入札執行者は、必要と認めるときは、入札者またはその代理人に見積内訳書の提出を求めることができる。

（開札終了の宣言）

第 21 条 入札執行者は、開札を終了しようとするときは、開札を終了する旨の宣言をしなければならない。

（落札とならないとき等の報告）

第 22 条 入札執行者は、落札者が決定しないとき、または第 19 条第 3 項の規定により随意契約ができないときは、速やかに契約担当者に報告しなければならない。

（適用除外）

第 23 条 第 10 条から第 16 条まで、第 18 条第 1 項および第 21 条の規定は、電子調達システムを使用して行う入札については、適用しない。

付 則

この要領は、平成 8 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 15 年 6 月 5 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 27 年 2 月 16 日から施行する。

付 則

この要領は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

別記

入札公告等をする各事項の内容（第3条関係）

事 項 名	内 容	
	一 般 競 争 入 札	指 名 競 争 入 札
入札に付する事項	(1) 購入(借入)物品名および数量・委託業務名および数量 (2) 購入(借入)物品の特質等・委託業務の内容等 (3) 納入期限・借入期間・委託期間 (4) 納入場所・借入場所・履行場所	同 左
入札に参加する者に必要な資格	(1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。 (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。 (3) 入札参加停止の措置期間中でないこと。 (4) 入札参加者に必要な資格等（ 年滋賀県告示第 号）に規定する資格を有すると認められて競争入札参加資格者名簿に登録されている者 新たに入札参加資格を得ようとする者は、資格審査の申請を行うこと。 ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によっては当該公告に係る入札の手続きに間に合わないことがある。 (5) その他必要な資格	(1) 地方自治法施行令第167条の11第1項の規定により準用する同令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。 (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。 (3) 入札参加者に必要な資格等（ 年滋賀県告示第 号）に規定する資格を有すると認められて競争入札参加資格者名簿に登録された後、地方自治法施行令第167条の12第2項の規定による通知を受けている者であること。 新たに入札参加資格を得ようとする者は、資格審査の申請を行うこと。 ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によっては当該公告に係る入札の手続きに間に合わないことがある。
入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等	(資格の審査を事前に行う場合は、次の事項を公告しなければならない。) この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)に示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。 必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認めた者は、この入札に参加することができない。 (1) 必要とする書類(※) (2) 提出期限 (3) 提出場所 (※) 必要な書類名を列記すること。「実施要領に示す書類」等の記載は不可とする。	

	(資格の審査を事前に行わない場合は、この入札に参加を希望する者は資格を有するかどうかの審査を受けるための書類の提出は不要である旨を公告しなければならない。)	
指名されるために必要な要件		(1) 入札参加停止の措置期間中でないこと。 (2) 経営状況の悪化、資産および信用度の低下の事実がなく、かつ契約の履行が確実であると認められる者であること等 (3) その他必要な資格
入札執行の日時、場所等	(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問い合わせ先 (2) 契約条項を示す期間 (3) 入札説明書の交付方法 (4) 入札説明会の日時および場所 (5) 質問および回答の方法等 (6) 入札書の受領期限 (7) 開札の日時および場所	同 左
入札方法等	(1) 入札の執行方法 (2) 入札書に記載する金額	同 左
保証金	入札保証金および契約保証金の取扱い	同 左
契約書	契約書の作成の要否	同 左
入札の無効	次のいずれかに該当する場合は入札を無効とする。 (1) 財務規則第 199条の規定に該当する入札 (2) 虚偽の申請を行った者のした入札	次のいずれかに該当する場合は入札を無効とする。 (1) 財務規則第 217条の規定により準用する財務規則第 199条の規定に該当する入札 同 左
落札者の決定方法	(1) 地方自治法第 234条第 3項 (2) 「仕様書(設計書図面)に示した要件または条件を満たす資料について、技術的に検討し、使用目的に耐えうると滋賀県が判断した者のみ落札対象とする。」に該当する場合	同 左
支払条件	前金払および部分払の取扱い	同 左
契約手続きにおいて使用する言語および通貨	日本語および日本国通貨	同 左
(一連の特定調達)	(1) 購入(借入)物品名および数量・委託	

<p>契約で最初の入札公告において) 今後調達が予定される数量および入札公告予定時期</p>	<p>業務名および数量 (2) 入札公告の予定時期</p>	<p>同 左</p>
<p>(一連の特定調達契約で2回目以降の入札公告において) 最初契約に係る入札公告日</p>	<p>最初の入札公告の日</p>	<p>同 左</p>
<p>その他必要事項</p>	<p>(1) 入札参加者に要求される事項 (2) 代理人の入札 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所、氏名を記入し、同じ印を押印すること。 (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。 (4) 落札者の契約書提出義務 (5) 滋賀県議会の議決を要する契約にあつては、議決までの間は仮契約として、議決を得たときに契約が成立するものとする。 (6) 当該調達に関し、苦情申立てがあつた場合において、契約を停止または解除することがある。 (7) その他詳細は入札説明書による。</p>	<p>同 左</p>
<p>S u m m a r y (概要)</p>	<p>(1) Nature and quantity of products to be purchased : (to be rented) (services required) (2) Deadline for tender : (3) For further information, contact :</p>	<p>同 左</p>

様

契約担当者

指名競争入札の執行について（通知）

下記の入札について、あなたが指名されましたので通知します。

記

1 入札に付する事項

(1) 購入(借入)物品名および数量・委託業務名および数量

品 名 (委託業務名)	数 量

(2) 購入(借入)物品の特質・委託業務の内容

(3) 納入期限・借入期間・委託期間

年 月 日

(年 月 日から 年 月 日まで)

(4) 納入場所・借入場所・履行場所

2 入札執行の日時、場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問い合わせ先

(2) 契約条項を示す期間

年 月 日()から 年 月 日()まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)

前 前
の午 時 分から午 時 分まで
後 後

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、上記(1)に示す場所において交付する。郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

(4) 入札説明会の日時および場所

年 月 日 時 分

(入札説明会は、行わない)

(5) 質問および回答の方法等

ア 質問方法

イ 質問期限

ウ 回答方法

エ 回答期日

(6) 入札書の受領期限(または受領期間)

受領期限 年 月 日 時 分

受領期間 年 月 日から 年 月 日まで(土曜日、日曜日および

前 前
祝日を除く。)の午 時 分から午 時 分まで

(7) 開札の日時および場所

年 月 日 時 分

3 保証金

入札保証金および契約保証金については、滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号）および滋賀県特定調達契約の手續等に関する規則（平成 7 年滋賀県規則第 92 号）の規定による。

4 契約書

作成する。

5 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 滋賀県財務規則第 217 条の規定により準用する滋賀県財務規則第 199 条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

6 落札者の決定方法

(一般的例)

本通知に示した物品を納入できると滋賀県が判断した入札者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(技術的審査を必要とする例)

仕様書（設計書、図面）に記述した要件または条件を満たす資料について技術的に検討し、使用目的に耐えうると滋賀県が判断した者のみ落札対象とする。

7 支払条件

(前金払、部分払を行うとき)

前金払 契約の条項により……………とき前払いする。

部分払（製造等） 出来高の 10 分の 9 以内で部分払いを行う。

（買入等） 既済部分に対する対価の範囲内で部分払いを行う。

8 契約手続きにおいて使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨

（一連の特定調達契約で最初の入札公告において掲載）

9 今後調達が予定される数量および入札公告の予定時期

(1) 購入(借入)物品名および数量・委託業務名および数量

(2) 入札公告の予定時期

年 月 頃

（一連の特定調達契約で 2 回目以降の入札公告において掲載）

9 最初の契約に係る入札の公告日

年 月 日

10 その他必要事項

(1) 入札参加者に要求される事項

(一般的例)

入札参加者は、封印した入札書に 年 月 日公告およびこの通知書に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をしなければならない。

(特定銘柄を例示したときの例)

入札参加者は、封印した入札書に 年 月 日公告およびこの通知書に示した物品またはこれと同等のものを納入する（貸し付ける）ことができることを証明する書類ならびにこの通知

書に示した物品と同等のものをもって入札に参加しようとする者については、当該物品がこの公告およびこの通知書に示した物品と同等のものであることを証明する資料および製品の見本等を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をしなければならない。

- (2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所、氏名を記入し、同じ印を押印すること。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (4) 落札者は、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (5) この公告およびこの通知書に示した物品の契約については、滋賀県議会の議決を要するため、議決を得たときに契約が成立するものとする。
- (6) 当該調達に関し、苦情申立てがあった場合において、契約を停止または解除することがある。
- (7) その他詳細は入札説明書による。